

改 正 案	現 行
<p>（電子情報処理組織による供託等）</p> <p>第三十八条 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法）</p> <p>第三十九条 前条の規定により供託等をするには、供託等をしようとする者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により供託書又は請求書に記載すべき事項（供託申請又は請求の年月日を除く。）に係る情報（以下「申請書情報」という。）（前条第二号の規定による払渡しの請求にあつては、当該申請書情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行つたもの）を送信しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電子情報処理組織による供託等）</p> <p>第三十八条 （同上）</p> <p>2 次に掲げる手続は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。</p> <p>一 前項第一号の規定による供託に係る供託書正本の交付</p> <p>二 前項の規定による供託等に係る却下決定書の交付</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法）</p> <p>第三十九条 前条第一項の規定により供託等をするには、供託等をしようとする者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により供託書又は請求書に記載すべき事項（供託申請又は請求の年月日を除く。）に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行つたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。</p> <p>2 （同上）</p>

3 申請人等は、前二項の情報（第一項の情報にあつては、前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一～三（略）

4 前条第二号の規定による払渡しの請求について、第一項又は第二項の電子署名を行った者が法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出した者であるときは、送信すべき電子証明書は、前項第一号に掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、商業登記規則第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。

5 登記された法人が前条の規定による供託等をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報（前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）又は代理人の権限を証する書面に代わるべき情報と併せて送信されたときは、当該供託等については、第十四条第一項（第二十七条第三項（第三十五条第四項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならない。

（供託をする場合の資格証明書の提示に関する特則）

3 申請人等は、前二項の情報を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一～三（同上）

4 前条第一項第二号の規定による払渡しの請求について、第一項又は第二項の電子署名を行った者が法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出した者であるときは、送信すべき電子証明書は、前項第一号に掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、商業登記規則第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。

5 登記された法人が前条第一項の規定による供託等をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報又は代理人の権限を証する書面に代わるべき情報と併せて送信されたときは、当該供託等については、第十四条第一項（第二十七条第三項（第三十五条第四項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 前条第一項第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならない。

第三十九条の二 登記された法人が第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 第三十九条第一項の規定により金銭の供託に係る申請書情報が送信されたときは、第十三条第一項の規定により供託書が供託所に提出されたものとみなして、第十三条の二及び第十六条第四項の規定を適用する。この場合においては、当該供託について、第二十条の三第一項の申出があつたものとする。

2 前項の場合において、供託者が第二十条の三第二項の納付期日までに同条第一項の納付情報により供託金を納付し、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の提供を求めるときは、供託官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

3 供託官は、前項の規定により供託書正本に係る電磁的記録を提供しようとする場合において、供託官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録に係る情報が記録され、電子情報処理組織を使

(新設)

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 前条第一項の規定により金銭の供託に係る申請書情報が送信されたときは、第十三条第一項の規定により供託書が供託所に提出されたものとみなして、第十三条の二及び第十六条第四項の規定を適用する。この場合においては、当該供託について、第二十条の三第一項の申出があつたものとする。

2 前項の場合において、第二十条の三の規定により供託金の納付がされたときは、供託官は、供託者に対し、第三十八条第二項第一号の規定により供託書正本に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提供しなければならない。

(新設)

用して送信することが可能になった時から三十日以内に当該電磁的記録の提供を受けるべき者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録しないときは、同項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を提供することを要しない。

(振替国債供託の受理手続の特則)

第四十一条 前条第二項及び第三項の規定は、第三十九条第一項の規定により振替国債の供託に係る申請書情報が送信された場合において、第十九条の規定により供託所の口座について供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされたときについて準用する。

(みなし供託書正本の交付)

第四十二条 供託者は、第四十条第二項(前条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めたときは、供託官に対し、当該電磁的記録に記録されている事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することができる。ただし、供託者が既に当該書面の交付を受けているときは、この限りでない。

24 (略)

(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)

第四十三条 第三十八条第二号の規定により供託金又は供託金利息の払渡しの請求をするときは、預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方法によ

(振替国債供託の受理手続の特則)

第四十一条 前条第二項の規定は、第三十九条第一項の規定により振替国債の供託に係る申請書情報が送信された場合において、第十九条の規定により供託所の口座について供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされたときについて準用する。

(みなし供託書正本の交付)

第四十二条 供託者は、供託官に対し、第四十条第二項(前条において準用する場合を含む。)に規定する供託書正本に係る電磁的記録に記録されている事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することができる。ただし、供託者が既に当該書面の交付を受けているときは、この限りでない。

24 (同上)

(供託金又は供託金利息の払渡手続の特則)

第四十三条 第三十八条第一項第二号の規定により供託金又は供託金利息の払渡しの請求をするときは、預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方

らなければならぬ。

2 (略)

(却下手続の特則)

第四十五条 供託官は、第三十八条の規定による供託等を却下する場合には、申請人等に対し、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して却下決定書に係る電磁的記録を提供することができる。

(氏名等を明らかにする措置)

第四十六条 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名(第三十八条第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置)とする。

法によらなければならぬ。

2 (同上)

(却下手続の特則)

第四十五条 供託官は、第三十八条第一項の規定による供託等を却下する場合には、申請人等に対し、同条第二項第二号の規定により却下決定書に係る電磁的記録を提供することができる。

(氏名等を明らかにする措置)

第四十六条 情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。